

# 令和7年度鳥取県会計年度任用職員（発掘作業員）採用試験募集案内

## ◆鳥取県立むきばんだ史跡公園◆

〒689-3324 西伯郡大山町妻木 1115-4

電話 (0859) 37-4000 ファクシミリ (0859) 37-4001

ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/mukibanda/>

### 1 受付期間・試験日時・試験会場・試験結果発表日

受付期間	令和7年3月26日（水）～令和7年4月15日（火）（必着） ◎持参、郵送どちらでも申し込みができます。 ◎郵送の場合は、令和7年4月15日（火）午後5時までに到着したもの（期限までに申込先に到着したことが明確に確認できるもの）に限り受付します。 ◎持参による場合の受付時間は、午前9時から午後5時までです。
試験日時	令和7年4月23日（水） ※個別の集合時間及び人物試験の時間は、後日受験票でお知らせします。
試験会場	大山町保健福祉センターだいせん 中会議室 （〒689-3332 西伯郡大山町末長503） ※車でお越しの場合は、来館者用駐車場に駐車してください。 ※最寄りのJR大山口駅から試験会場までは徒歩10分程度です。
試験結果発表日	令和7年4月28日（月）予定

### 2 募集職種・採用予定者数・職務内容・勤務場所・任用期間・求める人材

職種	会計年度任用職員（発掘作業員）
採用予定者数	8名
職務内容	史跡妻木晩田遺跡の発掘調査（遺物包含層、遺構等の掘削ほか）
勤務場所	鳥取県立むきばんだ史跡公園
任用期間	令和7年5月26日～令和7年11月25日（予定） ※発掘作業の状況や天候によっては任用期間を延長する場合があります。
求める人材	業務が屋外で体力がいる作業、貴重な出土品を取り扱う細かな作業、また共同作業であることから、こうした作業に適した方。 任用期間（約6か月間）を通して勤務いただける方。

### 3 受験資格

- 年齢、性別を問いません。
- 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条等の規定により地方公務員となることができない人は受験できません。
  - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - 鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
  - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を

結成し、又はこれに加入した人

- ・地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者

(3) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日の前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。(活動に制限のない在留の資格：永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者。)

#### 4 試験内容

試験種目	配点	内 容	時 間
人物試験	90点	個別面談による業務への適格性等についての口述試験 ※受験者数によっては集団面接とする場合があります。	10分程度

#### 5 勤務条件（予定）

勤 務 日 及 勤 務 時 間	週30時間以内で鳥取県立むきばんだ史跡公園が指定する日 午前9時から午後4時まで（うち休憩時間は正午から午後1時までの1時間） ※原則、毎週土曜日・日曜日及び国民の祝日は勤務を要しない日としますが、業務の都合で勤務をお願いする場合があります。 ※天候により、勤務日・勤務時間が変更になることがあります。
給 与	○報酬 時間給 1,200円 ※上記金額は、現段階における予定額です。採用時までに制度改正又は給与改定があった場合はそれによります。 ※県一般職の給料月額に準じて改定するため、任期途中で改定する場合があります。 ○期末勤勉手当 期末手当：報酬の月額相当額の2.21月（6月期：1.105月分、12月期：1.105月分） 勤勉手当：勤務成績に応じて支給 ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 ※県一般職の期末勤勉手当の改定に準じて改定するため、任期途中で改定する場合があります。 ○費用弁償（通勤手当） ・通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。（届出のあった翌月から支給） ・交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1月当たり150,000円を限度額として支給します。 ・自家用車等利用者は、使用距離に応じて、月額1,700円から53,100円に1箇月の通勤回数を乗じて21で除した額（※16/21を上限とする）の範囲内で支給します。 ※制度改正があった場合は、それによります。
福 利	健康保険（地方公務員共済）、厚生年金保険、雇用保険、労災保険対象 ※加入条件を満たす場合に限りです。
休 暇	次に掲げる休暇を取得できます。 (1) 年次有給休暇 任用期間に応じた年次有給休暇（最大1年間に7日）が付与されます。 (2) 特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後（各8週）などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。

※上記は現時点における勤務条件であり、採用時までに制度改正又は給与改定があった場合は、それによります。

## 6 受験申込手続

提出書類	(1) 採用試験申込書(別紙様式) 1部 ※申込書に顔写真を貼付すること (2) 受験票送付用の封筒〔定型長3(23cm×12cm)〕 1部 (3) 合否結果通知用の封筒〔定型長3(23cm×12cm)〕 1部 ※(2)・(3)の封筒には、それぞれ110円切手を貼り、送付先の郵便番号、住所、氏名(「～様」と記してください。)を記載してください。
申込先	鳥取県立むきばんだ史跡公園 〒689-3324 西伯郡大山町妻木1115-4 電話(0859)37-4000 〔持参の場合〕 提出書類を上記の鳥取県立むきばんだ史跡公園へ持参のうえ、受付で申込の旨をお伝えください。 〔郵送で申込み場合〕 封筒の表に「 <u>会計年度任用職員(発掘作業員)採用試験申込書在中</u> 」と赤字で書いてください。
受験票の交付	受付期間終了後に受験票を送付しますが、令和7年4月18日(金)までに到着しないときは、上記申込先に問い合わせてください。
申込書の記載方法	(1) 記載事項に不正があると、受験が無効となる場合があります。 (2) ※を除く全ての欄にもれなく、正確に記載してください。 (3) 連絡先は、棟、号室まで正確に記入してください。電話で連絡させていただく場合がありますので、携帯電話がある場合には必ずその番号も記入してください。
注意事項	・提出書類について、万が一未着等の事故が発生しても、受付期間内に到着しない場合は、理由の如何を問わず受理しません。 ・提出書類は返却しませんので、あらかじめ御承知ください。 ・車イス使用など障がい等により試験実施時に配慮が必要な場合は、会場準備の都合がありますので、採用試験申込書にその旨を記入してください。

## 7 合格者の決定方法

人物試験の得点を合計した得点の高い順に合格者及び補欠合格者を決定します。  
ただし、得点が一定の基準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格となります。  
補欠合格者有効期間 令和7年5月25日

## 8 合格者の発表

全ての受験者に郵送で合否を通知します。

## 9 採用方法

合格者のうちから、採用に係る審査等を行った後に採用者を決定します。

合格者の辞退又は合格の取り消し等により当該合格者が採用にならない場合は、補欠合格者の中から採用試験の得点の高い順に採用します。

## 10 試験結果の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例(令和4年鳥取県条例第29号)第14条第1項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人(ただし、受験者本人が未成年の場合は法定代理人も可)が直接開示場所へおいでください。

その際、運転免許証、学生証等写真により受験者本人が確認できるものを持参してください。

また、合格者への通知とは別に希望者には郵送により試験結果を通知しますので、通知を希望される方は、試験当日に110円切手を貼った宛先明記の通知用封筒〔定型長3(23cm×12cm)〕を持参してください。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人又は 法定代理人	試験の合否、総合得点及び順位	試験結果発表日から1月間	鳥取県立むきばんだ 史跡公園

#### 11 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、各自の受付時間までに必ず試験会場に来場し受付を終えてください。(遅刻者は受験できません。)
- (2) 人物試験については、受験番号順に順次行います。

#### 12 個人情報の取扱について

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合格通知書（不合格通知書を含む。）の発送及び採用手続き以外には利用しません。

#### 13 その他

御不明な点がありましたら、鳥取県立むきばんだ史跡公園（電話：0859-37-4000）までお問い合わせください。

#### 14 試験会場案内

大山町保健福祉センター だいせん 〒689-3332 西伯郡大山町末長503

※車でお越しの場合は、来館者用駐車場に駐車してください。

※最寄りのJR大山口駅から試験会場までは徒歩10分程度です。

